「（仮称）四日市市子どもの権利しあわせ条例（案）」に対する意見募集の実施について

平素より、四日市市議会の活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
四日市市議会では、子どもの権利保障に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが安心して育ち、学び、及び生活することができる社会を実現することを目的として「四日市市子どもの権利しあわせ条例（案）」を議員提案で策定しています。
この条例（案）につきまして、市民の皆さまのご意見を募集しますので、以下の要領でご意見をお寄せください。

● 配布資料
・（仮称）四日市市子どもの権利しあわせ条例（案）
・（仮称）四日市市子どもの権利しあわせ条例（案）に対する意見提出用紙

● 「（仮称）四日市市子どもの権利しあわせ条例（案）」の公表場所
市議会ホームページへの掲載のほか、各地区市民センター、市役所本庁舎１０階議事課、市役所北館１階市政情報センター、市民窓口サービスセンター（近鉄四日市駅高架下）、で公表しています。

● 募集期間
令和８年１１月２７日（金）～令和８年１２月２５日（金）

● 意見を提出できる方
市内に在住、在勤、在学の方

● 提出方法
１．直接提出　　市役所１０階議事課
※市民窓口サービスセンター、各地区市民センターを経由して提出することもできます。
２．郵送　　〒510-8601　四日市市諏訪町１番５号
四日市市議会事務局宛
※令和８年１２月２５日（金）当日消印有効
３．ファックス　059-354-8304
４．電子メール　shigikai@city.yokkaichi.mie.jp

● 提出されたご意見の取り扱い
提出されたご意見を考慮しながら、最終案を決定します。なお、ご意見の概要やご意見に対する市議会の考え方などは、住所、名前など個人情報を除いて市議会ホームページなどで公表する予定です。

● お問い合わせ
四日市市役所　議会事務局　議事課
電話　059-354-8259　（平日８時３０分～１７時１５分まで）